平成２３年（フ）第１２４号
岡山県津山市野介代605番地２
債務者　田中　康江（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１３１号
岡山県津山市二宮2229番地５
債務者　志水　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第２１３４号
横浜市緑区三保町2562番地　レオパレスＷＡＫＡＢＡ202号
債務者　茂木　洋子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７２号
横浜市港北区新吉田東５丁目48番43―205号
債務者　五島　留美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１９８号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目４番17号　五島ハイツ102
債務者　岡田　百理（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６０号
横浜市緑区鴨居町824番地５　リベルテ鴨居207号
債務者　大森美津枝
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２２号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目25番12号　クレストヒルズＣ―203号
債務者　神永剛一朗
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８３号
横浜市港南区丸山台１丁目８番７号　ウエストキャナル202号
債務者　浦田　令子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８５号
横浜市金沢区並木２丁目７番７―606号
債務者　氏家　廣三
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３８６号
横浜市金沢区並木２丁目７番７―606号
債務者　氏家　直美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６号
釧路市材木町５番29号　アットホームワタナベ２―305号
債務者　川村　貞一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２５０号
釧路市新栄町15番３号　コーポひがしＢ212号
債務者　新津　　康
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３１２号
岡山県倉敷市児島稗田町53番地
債務者　片山　光子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１号
岡山市北区大和町１丁目４番27号
債務者　中野　敏男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６７号
岡山市南区豊浜町11番11号
債務者　小郷由紀恵
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部